

民間賃貸住宅入居助成事業実施要綱

令和6年9月20日

告示第55号

(趣旨)

第1条 この事業は、令和6年能登半島地震のため住居が被災したことにより、応急的な住まいでの生活を余儀なくされた者が、再建先として県内の住宅を賃貸する場合に必要な契約に伴う費用を定額で助成することにより円滑な住まい再建を支援する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、「民間賃貸住宅」とは、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条で定める公営住宅及び社宅・官舎・寮等の給与住宅を除く、石川県内に所在する賃貸住宅をいう。

(助成金の交付対象者)

第3条 この助成金は町長の罹災証明書の発行を受け、かつ、次のいずれかに該当する者が、再建先として県内の民間賃貸住宅を契約し入居した場合（現在、賃貸型応急住宅として三者契約を行っている者が同一物件で新たに二者契約を締結する場合を含む。）に支給する。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 町長が発行する罹災証明書で全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の判定を受けた者

イ 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ロ又はハに掲げる世帯として認定されている者

(2) 応急仮設住宅（建設型応急住宅又は賃貸型応急住宅）又は公営住宅目的外使用（以下、「応急仮設住宅等」という）入居者であり、応急仮設住宅等の供与期間内（応急仮設住宅等の供与期間が延長された場合はその期間内）に当該住宅を退去した者（ただし、応急仮設住宅等に二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けている等の要件により入居した場合で、当該事象が復旧した者及び被災者生活再建支援法第2条第2号ハに掲げる世帯としての認定により入居した場合で当該認定が解除された者を除く）

(3) その他、町長が認める者

(助成金額)

第4条 助成金の額は20万円とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付申請は第3条に規定する者が属する世帯ごとに1回限り行うことができる。ただし、罹災証明を受けた複数の世帯が、同一の住宅に入居する場合は、一つの世帯とみなす。

- 2 交付申請は交付申請書（別記第1号様式）を町長に提出して行う。
- 3 交付申請は、原則として、入居した日から6月以内に行わなければならない。ただし、入居した日がこの要綱の施行前である場合は、この要綱の施行日から6月以内とする。
- 4 町長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

(交付申請書の添付書類)

第6条 申請書者は、申請書に次の書類を添付しなければならない。

- (1) 町長が発行する罹災証明書の写し
 - (2) 再建した住宅に入居する世帯全員が記載された住民票（続柄が記載のもの）
 - (3) 入居した民間賃貸住宅に係る賃貸借契約書の写し
 - (4) 口座振替申出書
- 2 前項の規定に関わらず、町長は必要に応じ、書類の提出の免除、書類の追加を求めることができる。

(交付の決定)

第7条 町長は、申請書を受理し、交付を決定したときは、申請者に交付決定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

- 2 助成金を交付することが不適当であると認めたときには、理由を付して不交付決定通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。
- 3 交付及び不交付の決定を行ったときは交付台帳（別記第4号様式）により整理を行う。

(交付決定の取り消し及び返納)

第8条 町長は、交付を受けた者が偽りその他不正な手段により交付を受けたときは、当該交付決定を取り消し、既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- 2 町長は、前項の取り消しの決定を行った場合には、その旨を交付決定取消通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。
- 3 町長は、取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から起算して30日以内の期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 4 町長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

(延滞金)

第9条 町長は、前条の規定により助成金の返還を命じ、これを期限までに納付がなかったときは、納付期限の翌日から起算して納付の日までの日数に応じ、当該未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付金額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金の納付を命じることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。